

# 一般財団法人川崎市まちづくり公社新設小学校建設工事に関する 低入札価格調査運用指針

制定 平成28年9月12日指針第1号  
最近改定 令和4年9月26日指針第1号

この運用指針は、一般財団法人川崎市まちづくり公社新設小学校建設工事に関する低入札価格調査取扱要綱の運用に必要な事項を定める。

## 第1 調査基準価格の設定（要綱第3条関係）

1 調査基準価格は、予定価格算出の基礎とした設計書等に基づき、次の方法により算出し、予定価格の10分の8から100分の95の範囲内で設定するものとする。

(1) 「直接工事費の額に100分の100を乗じて得た額」、「共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額」、「現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額」及び「一般管理費の額に100分の68を乗じて得た額」の合計額を工事価格で除した割合（以下「算出基礎割合」という。）を算出し、当該算出基礎割合に対し任意に若干の補正を行った後、予定価格に補正後の割合を乗じて得た額（10,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）とする。なお、算出基礎割合が100分の95を超える場合にあっては、当該算出基礎割合を100分の95とし、算出基礎割合が10分の8に満たない場合にあっては、当該算出基礎割合を10分の8とする。

(2) 工事等の性質上、前号の規定により難しいものについては、同号の規定にかかわらず、予定価格の10分の8から100分の95の範囲内で適宜設定するものとする。

2 調査基準価格は、予定価格を記載する書面（以下「予定価格書」という。）の下部に記載し、当該調査基準価格から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を「調査基準比較価格」として、併せて記載するものとする。

## 第2 価格失格基準の適用（要綱第4条関係）

1 入札担当者は、開札後、予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札をした総合評価点の最も高い者で、調査基準価格を下回った者がある場合、提出された積算内訳書を確認する。

2 入札担当者は、入札執行上、価格失格基準を下回った者を失格として取り扱い、次順位者があれば、その者から提出された積算内訳書を確認する。

3 価格失格基準を下回った者があり、落札候補者が決定しなかった場合、当該入札は設計書に係る積算内容の疑義申立ての対象としない。

## 第3 落札の保留（要綱第5条関係）

入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札担当者は、入札者に対して落札者は後日決定する旨を告げ、「保留」を宣言する。ただし、当該入札の価格が

桁違い等の明らかな錯誤によるものであるときは、その価格の入札を無効とし、調査は行わないものとする。

#### 第4 関係職員等（要綱第6条関係）

関係職員等には、職員以外の学識者等を含むものとする。

#### 第5 調査内容（要綱第8条関係）

調査は、次のような内容について行うものとする。

- (1) その価格により入札した理由、入札価格の内訳書等を徴する。
- (2) 手持工事の状況（対象工事付近、関連手持）
- (3) 対象工事個所と入札者の地理的状況の調査（入札者の事業所、倉庫、土地）
- (4) 手持資材の状況
- (5) 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- (6) 資材、廃棄物等の搬出先、処理体制
- (7) 手持機械数の状況
- (8) 労務者の具体的供給見通し
- (9) 下請契約予定者名、同契約予定額の提出
- (10) 過去に施工した公共工事名、発注者及び工事成績
- (11) 経営内容・経営状況 取引金融機関、保証会社等へ照会
- (12) 信用状態 建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況、その他

#### 第6 再度入札の通知（要綱第9条関係）

再度入札をする場合は、当該入札に参加した者に対して、再度入札を行う日時、場所を知らせるものとする。ただし、落札者としなないことを決定した入札者に対しては、再度入札に参加させない旨を通知するものとする。

#### 第7 落札の通知（要綱第10条関係）

- 1 最低価格入札者を落札者と決定したときは、当該最低価格入札者に対しては落札者に決定した旨を書面により通知し、その他の入札参加者に対しては落札者を決定した旨を書面又は口頭により知らせるものとする。
- 2 次順位者を落札者と決定したときは、落札者に対しては落札者に決定した旨を、落札者としなかった最低価格入札者に対しては落札者としなないことを決定した旨とその理由を書面により通知し、その他の入札参加者に対しては落札者を決定した旨を書面又は口頭により知らせるものとする。

#### 第8 入札参加者への周知（要綱第11条関係）

入札参加者への周知は、一般競争入札においては入札公告及び資格確認通知書に記載し、指名競争入札においては公募型指名競争入札の公表及び指名通知書に記載して行うものとする。

附 則（平成28年9月12日指針第1号）

（施行期日）

この指針は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（令和4年9月26日指針第1号）

（施行期日）

この指針は、令和4年10月1日から施行する。